

鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

制定 平成 22 年 4 月 26 日付第 201000012154 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 23 年 5 月 9 日付第 201100019370 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 24 年 5 月 16 日付第 201200024430 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 25 年 6 月 11 日付第 201300045850 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 26 年 3 月 13 日付第 201300193797 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 26 年 5 月 1 日付第 201400020000 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 27 年 6 月 26 日付第 201500019680 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 平成 30 年 12 月 26 日付第 201800261436 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和元年 8 月 27 日付第 201900135756 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 2 年 4 月 30 日付第 202000021764 号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和 2 年 10 月 30 日付第 202000192051 号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本交付金は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）により市町村が作成する被害防止計画に基づく対策を総合的に支援することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付 19 生産第 9423 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付 19 生産第 9424 号農林水産省生産局長。以下「実施要領」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成 20 年 3 月 31 日付 19 生産第 9422 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき別表 1 の第 1 欄に掲げる対象事業（以下「対象事業」という。）を行う同表の第 4 欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、別表 1 の第 3 欄に定める交付対象経費の額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 5 欄に定める率（以下「交付率」という。）を乗じて得た額（同表の第 5 欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(流用の禁止)

第 4 条 別表 1 の第 1 欄の（1）から（2）までに掲げる経費の相互間における流用をしてはならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号又は様式第7号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本交付金の交付決定通知書は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届）

第7条 実施要領（別記1）の第4の3のただし書及び（別記3）の第4の3のただし書に規定する場合、実施要領（別記1）の別記様式第5号の交付決定前着手届を提出する。

- 2 実施要領（別記6）の第4の1の（3）の規定において、実施要領（別記1）の第4の3のただし書の規定を準用する場合、実施要領（別記6）の別記6様式第5号の交付決定前着手届を提出する。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表1の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（報告及び検査）

第9条 知事は、本交付金の交付を受ける者（以下「対象事業者」という。）に対し対象事業の遂行状況に関して必要な報告を求め、又は実地検査をすることができるものとする。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と交付決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあつては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日とする。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号又は様式第7号によるものとする。

- 3 対象事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超えるときは、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 対象事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第3号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第11条 規則25条第2項ただし書の期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）とする。
- 2 規則25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第6条第1項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について中国四国農政局長の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

（収益納付）

- 第12条 対象事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自らに収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

- 第13条 対象事業者は、事業により取得した財産について処分制限期間を経過するまでの間、様式第4号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（提出書類の部数等）

- 第14条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に1部を提出するものとする。

（雑則）

- 第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月26日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月9日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月13日から施行し、平成25年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月26日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 2 改正前の本要綱に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月26日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。